





(施行期日)  
第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日政令第九六号) 抄

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日政令第一三四号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年二二月一六日政令第四二一号)

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第一（第一条関係）

事業の区分

別表第二（第二条関係）	施設	簡易	道路	道路法（昭和二十七年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する道路の新設又は改築		国の負担又は補助の割合
				港湾	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設及び外郭施設の建設又は改良	
漁港	漁港	漁港及び漁場の整備等に関する法律第三条に規定する漁港施設のうち係留施設、輸送施設及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築	港湾法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	十分の九（水産業協同組合が施工するものにあつては、十分の十）	十分の九（水産業協同組合が施工するものにあつては、三分の二（水産業協同組合が施工するものにあつては、五分の四）	五分の三
教育施設	教育施設	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の用に供する建物及び学校給食の開設に必要な設備の整備	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	二分の一	三分の二	二分の一
施設	施設	公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員及び職員のための住宅の建築	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	十分の五・五	十分の五・五	十分の五・五
漁業無線施設	漁業無線施設	国有財産の譲渡又は貸付けの方法	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	二分の一	三分の二	二分の一
圃場造成に係る農道及び用排水路	圃場造成に係る農道及び用排水路	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	一分の二	二分の一	一分の二
営農研修施設	営農研修施設	時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	一分の二	二分の一	一分の二
一時宿泊所兼農業研修施設	一時宿泊所兼農業研修施設	イ　主として一時宿泊の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け ロ　主として農業研修の用に供する部分については、時価の二分の一の額による譲渡又は貸付け	水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道	一分の二	二分の一	一分の二